

奈良市子育て世代支援 PR 事業委託業務仕様書

1. 目的

本市の子育て支援に係るキャッチコピー等を作成するとともに、着ぐるみの出演や本市内外の各種イベントで本市の子育て支援サービスの周知などPR活動を積極的に行い、イメージアップを図る。また、本市への興味・関心を引き起こし将来的な人口流入につなげるとともに、子育て世代に本市の取り組みや魅力を知ってもらい理解を深めてもらうことで、本市への愛着心をはぐくみ移住・定住につなげることを目的とする。

2. 業務概要

- (1) キャッチコピー・ロゴマーク作成
- (2) ノベルティ作成・配布
- (3) 「ももいろいろジーカ」着ぐるみ活動業務
- (4) 「ももいろいろジーカ」着ぐるみ活動の記事作成

3. 契約履行期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで
別紙1のスケジュールを厳守すること。

4. 関係法令等の遵守

受注者は、本業務の実施に当たり、本仕様書並びに関係する法令、政省令、規則、細則、通知、通達及び条例等を遵守しなければならない。

5. 個人情報の保護及び秘密の保持

受注者は、委託業務の処理上知り得た個人情報及びその他一切の秘密を他人に漏らしたり本業務の処理以外の目的に使用したりしてはならない。

6. 資料の貸与

本市で所有している資料等で本業務に利用できるものは受注者に貸与する。なお、貸与された資料等については、業務完了後は速やかに返還するとともに本市担当者の確認を受けるものとする。

7. 著作物の使用等

- ・受注者は、業務の実施に当たって、第三者が権利を有する著作物を使用しようとする時は、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続きを行わなければならない。この場合において、受注者は、当該契約等の内容について事前に

本市の承諾を得るものとする。

- ・業務の実施に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた時は、当該紛争の原因が本市の責めに帰す場合を除き、受注者の責任及び負担において一切を処理するものとする。この場合、本市は当該紛争等の事実を知った時は受注者に通知し、受注者は、必要な範囲で訴訟上の防衛を本市のために講じなければならない。

8. 成果品の検査等及び著作権等の帰属

- ・受注者は、下記「9. 業務内容」で示す業務の内容に基づき、本仕様書で成果品として指定された提出物一式を納品し、本市の成果品検査を受けること。
- ・本市の成果品検査合格をもって業務の完了とする。なお、本市の成果品検査において修正を指示した箇所については、直ちに訂正すること。
- ・業務完了後において、受注者の責に伴う瑕疵が発見された場合、受注者は直ちに成果品の訂正を行わなければならない。
- ・受注者は、成果品を他人に閲覧させ、複製させ、または譲渡してはならない。ただし、本市の承諾を得た時はこの限りではない。
- ・業務の実施に当たって生じた著作権等のすべての権利（著作権法第 27 条及び第 28 条を含む）は本市に帰属するものとする。また、受注者は著作者人格権を行使しないこととする。

9. 業務内容

(1) キャッチコピー・ロゴマーク作成

キャッチコピー及びロゴマークは次の要件をすべて満たすこと。

- ・キャッチコピーとロゴマークはタイプの異なる案を 3 セット以上作成すること。
※作成案について公表し、市民の意見等を反映した上で 1 案に決定する。
- ・本市の子育てを想起するキャッチコピーやロゴマークで、本市の魅力が直感的にイメージできること。
- ・キャッチコピーは簡潔で広く親しまれる表現であり、ロゴマークと組み合わせた一体的なデザインとして様々な活用ができること。
- ・ポスターや商品パッケージ、名刺やチラシなどの印刷物等に表示することを想定し、目に留まりやすく印象に残るデザインにすること。
- ・キャッチコピー及びロゴマークは未発表で本市オリジナルの作品であり、過去の自治体、企業等で使用された作品と重複がないこと。
- ・商標登録可能なものであること。
- ・多様な媒体で使用されることを想定して、使用規定及びデザインのガイドラインを作成すること。
- ・色彩は自由。ただし、単色刷りでも識別が可能なデザイン及び配色であること。

- ・キャッチコピー及びロゴマークの内容について本市と協議し、必要に応じて修正すること。

(2) ノベルティ作成・配布

本市の魅力を効果的に伝えるために、キャッチコピーやロゴマークを使用したノベルティを作成する。

- ・子育ておうえんキャラクター「ももいろいろジーカ」を使用または使用せずとも同じようなやさしい雰囲気デザインのものを作成すること。
- ・シャーリングタオルハンカチ（印刷サイズ 16 cm×16cm・フチ有・カラー印刷・OPP 袋入り）1000 枚程度を作成すること。
- ・作成から納品に係る費用については受注者負担とする。
- ・下記（3）の業務等において、本市が提供する他の啓発物品等とともに計画的に配布すること。

(3) 「ももいろいろジーカ」着ぐるみ活動業務

本市が指定する本市内外で実施されるイベント等に、「ももいろいろジーカ」の「パパジーカ」と「ママジーカ」の着ぐるみを 10 回出演させること。

- ・原則、「パパジーカ」「ママジーカ」の演者（各 1 名）及びアテンド各 1 名とすること。
- ・パパジーカ着ぐるみマニュアル、ママジーカ着ぐるみマニュアル、キャラクター設定ガイドをよく読み、演技動作や着ぐるみの着方、着ぐるみの管理方法（消毒、消臭、清掃、型崩れ防止等）を徹底すること。
- ・着ぐるみの破損、汚損等があった場合、受注者の責任の下修理等を行うこと。
- ・着ぐるみの運搬は、原則として受注者が行うものとし、必要に応じて本市との協議の上対応すること。
- ・着ぐるみが出演するイベントについては、本市と受注者の相互に提案を行うものとする。
- ・イベント出演の決定は本市が行うものとする。
- ・イベント出演が決定した場合、受注者は、イベント主催者と密に連絡調整し準備を進めること。
- ・イベント出演にあたり、受注者の責任において演者及びアテンドを手配・確保すること。
- ・イベント出演により生じたアクシデント及びクレームは、受注者が解決に向けて誠意ある対応をとるとともに、書面にて報告を行うこと。
- ・受注者はイベントごとの実績報告書（画像データを含む）を作成し、本市に 1 か月ごとにまとめて提出する。（様式は任意とするが、イベント名、日時、場所、イベント概要、出演の様子を必ず明記すること。）

(4) 「ももいろいろジーカ」 着ぐるみ活動の記事作成

「ももいろいろジーカ」のイベント出演に際し、その活動記録として本市のホームページに掲載することを想定した記事を作成する。

- ・ ホームページに掲載する情報は以下とする。
イベント活動内容や感想、イベント当日の様子の写真など
- ・ 写真等を掲載する場合は、個人情報等に配慮し、事前に写真等に写っている人から同意を得ること。
- ・ 成果物の編集・制作等のために使用した写真・イラスト・書体等はすべて本市に供与し、その利用及び再編集は本市において自由に行えるものとする。

10. 業務区分（基本的な考え方）

(1) キャッチコピー・ロゴマーク作成

項目	奈良市	受注者
キャッチコピー案とロゴマーク案の作成（3案程度）		○
本市が所有するイラスト等の素材の提供	○	
キャッチコピー・ロゴマークの決定（SNS・HP等での投票に係る業務）	○	

(2) ノベルティ作成・配布

項目	奈良市	受注者
本市が所有するイラスト等の素材の提供	○	
ノベルティ作成作業・納品		○
ノベルティ及び啓発物品の配布	○	○

(3) 「ももいろいろジーカ」 着ぐるみ活動業務

項目	奈良市	受注者
出演イベントの提案	○	○
出演するイベントの決定	○	
イベント主催者との総合調整※		○
イベント出演の情報発信	○	○
着ぐるみ手配	○	○
演者・アテンドの手配		○
イベント出演		○
イベント当日の撮影写真の提供		○

イベントごとの実績報告書の作成・提出		○
--------------------	--	---

※本市の主催イベント等については、相互に連携して実施。

(4)「ももいろいろジーカ」着ぐるみ活動の記事作成

項目	奈良市	受注者
着ぐるみ活動の記事作成		○
記事の添削	○	
記事のアップロード	○	

11. その他

本業務の実施について、社会一般に通常実施される項目は、本仕様書に記載のない事項であっても本業務の範囲とする。疑義が生じた場合は、本市と協議するものとする。

12. 成果品

受注者は、下記の成果物を納品するものとする。

内容	納品の形式等	時期
キャッチコピー	電子データ式（画像データ及びイラストレーター形式・ai 形式・eps 形式のデータ等）	随時
ロゴマーク	電子データ式（画像データ及びイラストレーター形式・ai 形式・eps 形式のデータ等）	随時
ノベルティ	啓発物品現物	随時
着ぐるみ活動記事	電子データ式	随時
着ぐるみ活動実施報告書	電子データ式	随時